

日本レーザー医学会 定款施行細則

第1章 入会等の手続き

(入会等)

- 第1条 本学会の会員になることを希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認をうけなければならない。
2. 会員は、住所または氏名もしくは名称その他届出事項に変更があったときは、その旨を直ちに届け出なければならない。
3. 賛助会員である法人または団体の組織に変更があったときは、あらためて理事会の承認をうけなければならない。

(資格の喪失)

- 第2条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。
- 一 退会
 - 二 禁治産者または準禁治産者の宣告
 - 三 死亡または失踪宣告
 - 四 除名

(退会)

- 第3条 退会しようとする会員は、理由を付して退会届を提出し、理事会の承認をうけなければならない。
2. 会費の滞納が3年以上に及んだ者は会誌発送を停止し、かつ理事会において退会したものとみなすことができる。
3. 賛助会員である法人または団体が散したときは退会したものとみなす。

(除名)

- 第4条 会員が本学会の定款に違反し、または本学会の名誉をそこなう行為があったときは、理事会の議決によって理事長が除名することができる。

第2章 入会金及び会費

(入会金)

- 第5条 定款第8条第1項の入会金は、正会員及び学生会員について2,000円とする。

(会費)

- 第6条 定款第8条第1項の会費は次のとおりとする。
- 一 正会員
 - 1) 臨床系(M会員)年額 12,000円
 - 2) 基礎学術系(B会員)年額 12,000円
 - 3) 技師、看護師、その他(C会員)年額 6,000円
 - 二 学生会員 年額 5,000円
 - 三 賛助会員 原則3口以上(1口年額 50,000円)
2. 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第3章 学術大会

(学術大会)

- 第7条 定款第5条第1項第1号に定める学術大会は、原則として毎年1回開催する。
2. 学術大会は、「日本レーザー医学会総会」と称し、「第 回」を冠する。

3. 理事長は、学術総会会長を理事会の承認を経て委嘱する。
4. 会長は、総会の企画、準備及び実施の一切を掌る。なお、会長は大会運営の必要に応じて、若干名の副会長を選任することができる。ただし、理事会においてあらかじめ報告することを要する。
5. (削除)
6. 理事長は通常総会において、次期及び次々期総会の会長と開催地を報告する。

(講演者)

- 第7条 総会における一般講演発表者の講演者及び発表連名者は原則として、定款第6条第1項第1号及び第2号に定める会員でなくてはならない。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

(企画準備項目)

- 第8条 総会の企画、準備の主な項目は、次のとおりとする。
- 一 講演、演題及び学術展示の募集(募集要領の作成、会員への通知)
 - 二 申し込み演題の採否の決定及び通知
 - 三 シンポジウム、特別講演の企画、一般講演の座長依頼
 - 四 総会プログラムの作成とその配布
 - 五 その他

(総会、理事会及び評議員会の開催)

- 第10条 定款第23条に定める総会、理事会及び評議員会は、原則として総会会期中に開催する。

第4章 委員会

(委員会の設置)

- 第11条 定款第34条第2項の委員会を次のとおり設置する。

一 運営委員会

各種委員会の委員長および理事長の指名を受けた役員で構成され、理事会に提起すべき議案を検討し作成する。

二 規約委員会

本会の定款運用を行うとともに付随する細則、規則等の変更・改正作業を行う。

三 財務委員会

本会の会計に関し、適正な運用を図るとともに定例総会に提示する予算案、決算書を作成し理事会に諮る。

四 編集委員会

学会誌の刊行に関する編集作業

五 学術・教育委員会

編集委員会と連携し、学術刊行物発刊の企画を行う。本会の学会総会、支部活動における教育的企画を行う。

六 安全教育委員会

専門制度委員会と連携し、安全教育に関する講習会、講演会の企画を行う。

七 国際委員会

本学会関連の国際学会情報を会員に提供する。国際会議の本邦における開催企画、運営を行う。

八 渉外・広報委員会

他学会、関連企業、関連諸官庁に対して

- 本学会の渉外及び広報活動を行う。
会員に対する情報提供の手段としてのホームページの管理、運営を行う。
- 九 社会保険委員会
社会保険の適用に関する全般的な活動を行う。
- 十 ガイドライン委員会
レーザーの使用基準としてのガイドラインを作成し、安全な機器使用の普及活動を行う。
- 十一 庶務委員会
会員の動向等本会の運営に関する事務事項全般を統べる。
- 十二 選奨委員会
編集委員会と連携し、論文賞等本会の設置する賞の選考を行う。
- 十三 専門制度委員会
本会の資格制度に関する全般的な活動を行う。
- 十四 役員選出委員会
役員改選に伴って役員被候補者資格の適正さを審査する時限委員会。
- 十五 倫理委員会
会員の学会活動における倫理規定の運用と利益相反行為の抑制活動。
- 十六 COI(利益相反)委員会
- 十七 PMDA連絡委員会
- 十八 将来計画委員会
- 十九 理事長諮問委員会
理事長が必要に応じて指名した委員により構成され、学会の在り方に関する理事長の諮問に応える。

付 則

- 1 本細則は、昭和 55 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 本細則は、平成 10 年 9 月 25 日通常総会で改正。
- 3 本細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本細則は、平成 11 年 10 月 9 日通常総会で改正。
- 5 本細則は、平成 11 年 10 月 9 日から施行する。
- 6 本細則は、平成 12 年 11 月 9 日通常総会で改正。
- 7 本細則は、平成 12 年 11 月 9 日より施行する。
- 8 本細則は、平成 13 年 11 月 25 日通常総会で改正。
- 9 本細則は、平成 13 年 11 月 25 日より施行する。
- 10 本細則は、平成 22 年 9 月 15 日臨時理事会で改正。
- 11 本細則は、平成 22 年 9 月 15 日より施行する。
- 12 本細則は、平成 27 年 8 月 10 日臨時理事会で改正。
- 13 本細則は、平成 27 年 8 月 10 日より施行する。
- 14 本細則は、平成 30 年 8 月 31 日臨時理事会で改正。
- 15 本細則は、平成 30 年 8 月 31 日より施行する。
- 16 本細則は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
- 17 本細則は、令和 6 年 11 月 8 日より施行する。

第 5 章 名誉理事長及び顧問等

第 12 条 定款第 22 条に定める名誉理事長、顧問、相談役等に関する規定は、定款に定めるもののほかこの規定による。

1. 名誉理事長、顧問、相談役の員数は以下のとおりとする。
 - 一 名誉理事長 1 名
 - 二 顧問 若干名
 - 三 相談役 若干名
2. 名誉理事長及び顧問は、定款第 22 条第 3 項の規定のほか理事会の要請により、各種会議に出席し意見を述べることができる。
3. 相談役は、理事長の要請を受けてその諮問に応ずるものとする。
4. 名誉会員はレーザー医学の進歩普及に多大の貢献のあった個人で、理事長、副理事長、学術総会会長経験者の中から、役員選出委員会において選出する。
5. 特別会員はこの法人の発展に貢献した又はこれに準ずる個人で、理事、監事、事務局長経験者の中から、役員選出委員会において選出する。